平成２９年（フ）第２２３号
川崎市川崎区旭町１丁目15番１―101号　エスポワール神田
債務者　徳永　徳生
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
川崎市高津区久地２丁目４番12―404号　エクセレント玉川
債務者　日比谷洋一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
川崎市多摩区菅３丁目９番６号　ＪＰファクトリー　304
債務者　佐藤　浩幸
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
川崎市中原区下小田中３丁目４番24号　エスポワールⅢ　511
債務者　新山　浩二
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
川崎市中原区井田３丁目10番34号　ハイムサンライズ　205
債務者　山田　良文
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　５―604
債務者　多田　　務
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川、前住所川崎市中原区井田１丁目２番19号　田口荘　201
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
川崎市多摩区菅４丁目７番46号
債務者　稲吉　房二
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
川崎市多摩区菅４丁目７番46号
債務者　稲吉　増子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
川崎市幸区小向仲野町７番16―302号　サンフラワー
債務者　伊東　泰輝
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
川崎市多摩区西生田１丁目11番11号　美晴ハイツ　103
債務者　野呂　朝子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
札幌市豊平区平岸６条９丁目３番14号　第６北海マンション206号　髙橋方
債務者　山崎　文一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３４号
札幌市東区本町１条８丁目２番18号　レジデンス本町102号
債務者　伊藤　聖子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４８号
札幌市白石区栄通16丁目３番10号　東栄マンション201号
債務者　佐々木克美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３３号
札幌市豊平区豊平１条５丁目２番12―801号
債務者　白石　公博（旧姓岩佐・藏満）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目２番地１
債務者　奥田　美香
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号
釧路市豊川町６番12号　エステート豊川Ｂ１階
債務者　渡辺　元樹
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
釧路地方裁判所